

## 災害時等における施設利用の協力に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と神奈川県冷蔵倉庫協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における施設の利用に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、災害時における施設の利用に関して、必要な手続き等について定めるものとする。

## （施設の開放等）

第2条 甲は、大規模な災害の発生により必要と判断した場合は、乙に対し、次項各号に定める要請を行い、乙の協力が得られたときは、乙が指定する施設を利用する。

2 甲は、施設の利用に関して、次の各号に定める業務を行う。

- （1）支援物資等の一時集積拠点
- （2）応援部隊の活動拠点
- （3）応援職員の活動拠点
- （4）前各号に掲げるもののほか甲が必要と認めるもの

## （協力の要請）

第3条 甲は災害時に、乙に対し、施設利用に係る次の事項について要請することができる。

- （1）施設開放のための準備
- （2）業務を行うために必要なスペース及び設備の確保
- （3）その他必要な事項

2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書（電子メールやファックス等の通信記録が残る電子媒体。）によるものとする。

- （1）施設利用希望施設
- （2）利用予定期間

3 乙は、第1項の要請に対し、直ちに協力の可否を甲に通知する。

4 乙は、第1項に基づき、甲から協力の要請に可能な限り協力するものとする。

5 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

6 甲は、第1項の規定による協力の要請にあたり、乙が指定する施設が県内市区町村と施設の使用に関する協定を締結していた場合には、甲は該当市区町村と施設の使用について協議するものとする。

(報告の手続き)

第4条 乙は、甲の要請により協力業務を実施したときは、当該業務の完了後、その実施した業務内容等を文書（電子メールを含む。）により甲に以下の事項について報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

- (1) 使用期間
- (2) 使用した施設
- (3) 電気料金
- (4) 水道料金

(災害発生時の施設利用開始前手続き)

第5条 乙は、甲より第3条に基づく支援の要請を受領し、支援が可能と応諾した場合には、第2条第2項に記載の支援の範囲について、また、乙が指定した物件に赴き施設の安全性について、乙は甲に確認を求めることができる。

(情報の共有)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第7条 第3条の甲の要請により、乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の規定により甲が負担する費用の請求および支払いの方法などについては、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(原状の回復)

第8条 甲は、本物件を使用する合理的な理由が解消された場合には、必要な原状回復を行い、乙に返還するものとする。原状回復に伴う費用は、甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第9条 業務の実施に伴い乙に損害が生じた場合、甲は、その事実の発生後遅滞

なく、その状況を書面により乙に報告し、その措置について、甲乙協議のうえ、定めるものとする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたときは、甲は当該損害を賠償するものとする。

(連絡体制等の確認)

第10条 乙は、次の事項に変更がある場合には、速やかに甲に届け出るものとする。

- (1) 商号
- (2) 所在地
- (3) 連絡先
- (4) その他甲が要求する届出事項が生じた場合

2 甲及び乙は、前項その他本協定に関する連絡先を定め、相手方に通知しなければならない。当該連絡先に変更が生じた場合も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年7月10日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1  
神奈川県知事 黒岩祐治

乙 神奈川県横浜市中区南仲通2-24  
神奈川県冷蔵倉庫協会  
会長 大石竜司